

泉佐野市男女共同参画まちづくり条例を制定しました！

男女共同参画社会とは、市民一人ひとりが個人として尊重され、責任を分かち合い、助け合いながら、家庭、職場、地域で男女が平等で共に参画する社会です。

市では、このような男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを推進するため、「泉佐野市男女共同参画まちづくり条例」を制定しました。（平成29年4月1日施行）

今後は、この条例に基づいて、市民、事業者の皆さまと協働して、本市における男女共同参画社会づくりを一層進めてまいります。

1

全ての人の人権の尊重
及び男女間の暴力的行為の根絶

2

ワーク・ライフ・バランスが保たれた社会の実現

3

男女があらゆる分野における方針の立案及び決定過程へ参画する機会の確保

この条例の
5つの
基本理念

※ワーク・ライフ・バランスとは
老若男女誰もが仕事、家庭生活、個人の自己啓発など、様々な活動について自ら希望するバランスで展開できる状態

4

男女の互いの性の尊重
と生涯にわたる健康への配慮

5

国際的視野の下での男女共同参画の推進

平成29年度ポスター



毎年6月23日~6月29日は
「男女共同参画週間」

平成29年度キャッチフレーズ



平成29年度は、「女性も男性も自らの意志により個性と能力を
発揮して活躍できる職場を作るためのキャッチフレーズ」です。